

資 料 1
 関東地方整備局
 事業評価監視委員会
 (平成26年度第8回)

事業評価監視委員会(平成26年度第8回)審議案件一覧

事業名	事業箇所名	再評価理由 (事後評価)	事務局(案)						審議結果	事業採択年度	前回評価年度	今回評価B/C (全体)	左記a)~f)の項目の内容	備考
			特に重点的な審議を要する案件(案)											
			(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)						
道路	1 一般国道20号 新山梨環状道路(北部区間)	④	一括						継続	H16	H23	2.3		
	2 一般国道139号 都留バイパス	④	一括						継続	S49	H23	1.3		
	3 一般国道246号 都筑青葉地区環境整備	④	一般						継続	S50	H23	1.3		
	4 一般国道464号 北千葉道路	④	一般						継続	H17	H23	1.2		
港湾	5 南鳥島における活動拠点整備事業	②	重点					○	継続	H22	H21	3.0	(f)委員からの要望	
	6 鹿島港外港地区航路整備事業	事後評価								H18	H17			
空港	7 百里飛行場滑走路新設事業	事後評価								H12	H11			
営繕	8 甲府地方合同庁舎	事後評価								H20	H19			

2件 : 一括
 審議件数(再評価) 2件 : 一般
 1件 : 重点
 審議件数(事後評価) 3件

- ◆再評価理由
- ①: 事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業
 - ②: 事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業
 - ③: 準備・計画段階で3年間が経過している事業
 - ④: 再評価実施後3年間が経過している事業
 - ⑤: 社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

- ◆重点審議案件の選定
- (a) 事業計画が顕著に変更された事業
 - (b) 推定便益が顕著に減少する事業
 - (c) 推定事業費が顕著に増加する事業
 - (d) 事業の進捗予定が顕著に遅れている事業
 - (e) 特に事業規模が大きく、事業費の変化が軽微でない事業
 - (f) その他の要因

◆一括審議案件の選定

前回の評価時から事業の計画や事業費、進捗状況等に大きな変化が生じていない事業(要因の変化が軽微)は、一括審議として扱う。ただし、委員からリクエストがあった場合は、一般審議案件等として扱う。